

中国最新法令 < 速報 >

※月2回発行

2024年3月8日号 (No.418)

I. 重要法令等の解説

1. 「『会社法』の登録資本金登記管理制度の実施に関する規定（意見募集稿）」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>
本号編集責任者：江口 拓哉

II. 注目法令等の紹介

1. 「固定資産ローン管理規則」、「流動資金ローン管理規則」、「個人ローン管理規則」

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「『会社法』の登録資本金登記管理制度の実施に関する規定（意見募集稿）」¹

国务院 2024年2月6日公布、意見募集期限 2024年3月5日

執筆担当：崔 俊、塩崎 耕平、五十嵐 充

2023年12月29日に改正公布された「中華人民共和国会社法」（以下「新会社法」という。）²では、有限責任会社の登録資本金の払い込み期限については、定款で定めた会社成立の日から5年以内の日まで、株式会社の株式払込金の払い込み期限は、会社の成立までと定め、従来の会社法に比べて払込期限が厳しく管理されることとなった。もっとも、経過措置として、2024年7月1日（以下「新会社法施行日」という。）より前に登記・設立済みの会社について、登録資本金の払込期限が上記期限を超える場合は、原則として、上記期限内になるよう徐々に調整しなければならないとされており、具体的な実施規則は国务院が定めると規定されていた。

このような状況の中、2024年2月6日、国务院は、「『会社法』の登録資本金登記管理制度の実施に関する規定（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）を公表した。

本意見募集稿では、新会社法に基づき、登録資本金の管理の効果的な遂行を確保するための内容が定められている。具体的には、会社の登録資本金の管理ルール、出資期限や出資額が明らかに異常である場合に関する解釈等が規定されており、さらに、減資手続等の実務的に関心の高い内容についても規定されている。本意見募集稿は、未だ正式版でない意見募集稿（草案）の段階である。

¹ 原文「国务院关于实施《中华人民共和国公司法》注册资本登记管理制度的规定（征求意见稿）」

² [本ニュースレターNo.415（2024年1月26日発行）](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

(1) 出資期限の明確化

本意見募集稿は、新会社法施行日以降に会社を設立する場合や会社が増資する場合における登録資本金の払い込み期限について明確に規定している。

a. 会社を新設する場合

新会社法施行日以降に設立される有限責任会社においては、会社定款の規定に従い、会社成立の日から5年以内に登録資本金を全額払い込まなければならない。また、新会社法では、株式会社（発起設立か募集設立かを問わない。）について、発起人は会社の成立までに自らが引き受けた株式に対応する株式払込金の全額を払い込まなければならないとされていた。この点について、本意見募集稿は、発起設立又は対象者特定募集設立の株式会社においては、発起人は、自らが引き受けた株式に応じて株式払込金を会社の成立までに全額払い込まなければならない、公開募集設立の株式会社においては、会社登記登録の手続をとるにあたり、公開募集株式の株式払込金を全額払い込み、かつ出資検査機構の出資検査証明³を提出しなければならないと規定し（2条1項から3項）、詳細化した。

b. 増資する場合

有限責任会社において新たに増加する引受登録資本金は、5年以内に全額払い込まなければならない。また、株式会社が登録資本金を増加する場合には、会社の株主により株式払込金が全額払い込まれた後に、登録資本金の変更登記の手続をとらなければならない（2条4項）。したがって、株式会社においては株式払込金の支払いが完了しない限り、増資に係る登記手続きができないことになる。

(2) 移行期間の設定

新会社法では、新会社法施行日前にすでに登記・設立されている会社について、出資期限が新会社法に定める期間を超える場合は、新会社法に定める期間内になるよう徐々に調整しなければならないとされている⁴。本意見募集稿では、かかる調整の移行期間を3年間（2024年7月1日から2027年6月30日まで）とした（3条1項）。

具体的には、新会社法施行日前に設立された有限責任会社については、2027年7月1日（以下「基準時」という。）から起算して残存出資期限が5年に満たない場合には、出資期限を調整する必要はないが、基準時における残存出資期限が5年を超える場合には、移行期間（2024年7月1日から2027年6月30日まで）内に残存出資期限を基準時から起算して5年以内になるよう調整しなければならない⁵。なお、調整後の株主の出資期限は会社定款に記載し、かつ法に従い国家企業信用情報公示システムにおいて社会に公示しなければならない（3条2項）。また、新会社法施行

³ ただし、有限責任会社、発起設立の株式会社又は対象者特定募集設立の株式会社においては、会社登記登録の手続をとるにあたり、出資検査機構の出資検査証明を提出する必要はない（2条5項）。

⁴ 新会社法 266 条 2 項

⁵ 2024 年 7 月 1 日前に設立された有限責任会社が移行期間内にし出資期限を調整していない場合には、会社登記機関は、法に従い当該会社に対し、90 日以内にし出資期限を調整するよう要求することができ、し出資期限は 2027 年 7 月 1 日から計算して 5 年を超えてはならない（6 条）。

中国最新法令 < 速報 >

日前に設立された株式会社は、上記 3 年間の移行期間（2024 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで）内に、引受株式の株式払込金を全額払い込まなければならないとされている（3 条 3 項）。

この規定によれば、理論上、新会社法施行日前に設立され、出資期間の調整が必要な有限責任会社の場合は、新会社法施行日（2024 年 7 月 1 日）から起算して最大 8 年（3 年+5 年）以内に払い込めばよい一方、株式会社の場合、新会社法施行日（2024 年 7 月 1 日）から起算して 3 年以内に引受株式の株式払込金を払い込む必要が生じることになる。

（3）出資期限、出資額の明らかな異常の判定

新会社法では、出資期限、出資額が明らかに異常である場合は、会社登記機関は、法に従い、遅滞なく調整するよう要求することができるとされている⁶。

本意見募集稿によれば、新会社法施行日前に設立され、出資期限が 30 年を超え又は出資額が 10 億円を超える会社については、会社登記機関は、株主の出資能力、主要営業項目、資産規模等の状況を踏まえ、登録資本金の真実性について検討判断を行うことができるとされている。具体的には、会社登記機関は、（1）会社に対し状況説明をするよう要求し、（2）業種専門機構を組織して評価を行わせ、又は（3）関連部門と協議して検討判断を実施し、会社の出資期限、出資額に確かに明らかな異常が存在すると認定した場合には、省級市場監督管理部門の同意を得た後に、法に従い当該会社に対し、6 か月以内に出資期限、出資額について調整を行うよう要求することができる。調整後の出資期限は基準時から計算して 5 年を超えてはならないとされている（7 条）。

さらに、新会社法施行日後における有限責任会社の設立に際し、登録資本金が明らかに過度に高く、客観的な常識及び所属業種の特徴に合わず、明らかに払込能力がない等の真実性の原則違反⁷が存在し、法律、行政法規及び国务院の決定の規定に違反する場合には、会社登記機関は、登記を認めないとされている（9 条）。

（4）特別な事情がある会社に関する例外規定

本意見募集稿では、新会社法施行日前に設立された、国の重大戦略任務を担う会社、国の経済及び人民の生活に関係する会社、国の安全、重大な公共の利益に関わる会社⁸は、国务院主管部門又は省級以上の人民政府の同意を得て、既定の出資期限に従い出資することができるとされている（8 条）。

（5）特別減資手続の新設

本意見募集稿では、利便性を図る観点から、新会社法に規定されている減資手続に

⁶ 新会社法 266 条 2 項

⁷ 「明らかに過度に高い」、「客観的な常識及び所属業種の特徴に合わない」、「明らかに払込能力がない」等の「真実性の原則違反」の判断基準は明確ではない。

⁸ これらの会社には、民営会社、外商投資会社、国家出資会社等の各種会社が含まれる。

中国最新法令 < 速報 >

関して、新会社法施行日前に設立された会社の減資変更登記について、より簡素な手続を新設した。具体的には、新会社法施行日前に設立された会社が移行期間（2024年7月1日から2027年6月30日まで）内に払込出資額は下回らない限度で登録資本金の減少を申請し、かつ、次に掲げる条件のいずれにも合致する場合、会社は、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に20日間公示し、当該公示期間内に債権者から異議の申立がなかったならば、申請書、確約書に基づき登録資本金の変更登記の手続をとることができる（5条）。

- a. 未払債務が存在しないこと又は債務が明らかに会社の払込登録資本金を下回る等の状況であること
- b. 株主全員が、減資前の会社の債務について、減資前の払込出資額の範囲内で連帯して責任を負う旨を確約すること
- c. 董事全員が、会社の債務履行能力及び経営継続能力を損なわない旨を確約すること

前項の規定に合致しないときは、会社は、新会社法224条と225条等の規定に従い減資の手続をとらなければならない。

（6）会社登記機関による情報公示の強化

本意見募集稿では、会社は、新会社法40条の規定に従い、株主が引き受けた出資額及び払い込んだ出資額、出資方式、出資日、発起人が引き受けた株式の数、並びに会社の株主又は発起人の持分、株式等の変更が生じた場合、当該変更が生じた日から20業務日以内に、国家企業信用情報公示システムにおいて社会に公示しなければならないとされている（10条）。

また、新会社法施行日前に設立された会社が、①営業許可書を没収され、閉鎖を命じられ、もしくは取り消されて、登録資本金を調整することができなくなった場合、又は②登記された住所、経営場所を通じて連絡をとることができずに経営異常名簿に掲載された場合、会社登記機関は、当該会社について別枠管理とし、国家企業信用情報公示システムにおいて特別な表示をし、かつ社会に公示するものとされている（11条）。さらに、会社が、本意見募集稿6条及び7条の規定に基づく会社登記機関による要求に従わず、その出資期限、出資額を調整しない場合、会社登記機関は、国家企業信用情報公示システムにおいて特別な表示をし、かつ社会に公示するものとされている（14条）。

（全15条）

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「固定資産ローン管理規則」、「流動資金ローン管理規則」、「個人ローン管理規則」⁹

国家金融監督管理総局 2024 年 2 月 2 日公布、2024 年 7 月 1 日施行

執筆担当：戴 楽天、青山 慎一

2024 年 2 月 2 日、国家金融監督管理総局は、2009 年及び 2010 年に公布された「固定資産ローン管理暫定規則」¹⁰、「流動資金ローン管理暫定規則」¹¹、「個人ローン管理暫定規則」¹²を改正する規定を公布した。これらの改正は本年 7 月 1 日から施行される。主な改正点は以下のとおりである。

(1) ローンの用途の明確化

固定資産ローンについては、借入人による固定資産投資のためのローンであり、今回の改正で、固定資産投資の定義が、借入人が経営の過程において固定資産の建設、購入、改造等の行為をいうと明確化された（「固定資産ローン管理規則」3 条 2 項）。

また、流動資産ローンについては、借入人の日常的な運転資金のためのローンであり、その用途の制限について、従来の固定資産や持分への投資に充当することの禁止に加えて、今回の改正で、借入人の株主配当及び金融資産への投資も禁止されることが明確化された（「流動資金ローン管理規則」9 条）。

さらに、貸付資金の流用を防ぐために、今回の改正で、貸付人は、借入人がローン契約で規定された資金用途に違反した場合の債務不履行責任及び貸付人が講じうる措置をローン契約で明確に規定しなければならないとされている。また、貸付人は、借入人の資金使用状況への監督を強化し、資金の流用が発見された場合に相応の措置を講じなければならないと明確化された（「固定資産ローン管理規則」24 条、35 条、「流動資金ローン管理規則」26 条、34 条、「個人ローン管理規則」27 条、39 条）。

(2) 貸付期間等の限定

今回の改正で、貸付期間の上限が新設された。すなわち、原則として、固定資産

⁹ 原文「固定資産贷款管理办法」、「流动资金贷款管理办法」、「个人贷款管理办法」

¹⁰ 固定資産ローン管理規則は、銀行等の金融機関から法人又は非法人組織に対する人民元又は外貨建ての貸付を対象とする（「固定資産ローン管理規則」2 条、3 条）。また、不動産ローンやその他の特別なローンについて別途規定がある場合は、当該規定に従うとされている（「流動資金ローン管理規則」58 条）。

¹¹ 流動資金ローン管理規則は、銀行等の金融機関から法人又は非法人組織に対する人民元又は外貨建ての貸付を対象とする（「流動資金ローン管理規則」2 条、3 条）。また、オンラインローン、自動車ローンやその他の特別なローンについて別途規定がある場合は、当該規定に従うとされている（「流動資金ローン管理規則」47 条）。

¹² 個人ローン管理規則は、銀行等の金融機関から自然人に対する、個人消費又は生産・経営等を目的とする人民元又は外貨建ての貸付を対象とする（「個人ローン管理規則」2 条、3 条）。また、オンラインローン、住宅ローン、学生ローン、個人自動車ローン等やその他の特別なローンについて別途規定がある場合は、当該規定に従うとされている（「個人ローン管理規則」49 条）。

中国最新法令〈速報〉

ローンの場合は 10 年¹³、流動資金ローンの場合は 3 年（経営キャッシュフロー回収期間が長い場合は 5 年）、個人ローンの場合は 5 年¹⁴（経営キャッシュフロー回収期間が長い場合は 10 年）を超えてはならないことが明確にされた（「固定資産ローン管理規則」9 条、「流動資金ローン管理規則」11 条、「個人ローン管理規則」8 条）。

また、固定資産ローン及び流動資金ローンの貸付期間が 1 年以上である場合、原則として元本を分割して返済する方法を取らなければならないと規定された（「固定資産ローン管理規則」25 条、「流動資金ローン管理規則」23 条）。

（3）デュー・ディリジェンス調査の緩和

改正前の規則においては、貸付人が借入人に対して現地調査と非現地調査を組み合わせる方法でデュー・ディリジェンス調査を行わなければならないとされているが、今回の改正で、小規模企業の流動資金ローンを審査する際に、貸付人が現地調査を行わなくても関連情報の真実性を確認できる場合、現地調査を簡素化する又は実施しないことができると規定された（「流動資金ローン管理規則」16 条）。

また、個人ローンについて、貸付金額が 20 万人民币元を超えない場合（ただし、住宅ローンを除く）、現地調査を簡素化する又は実施しないことができると規定された（「個人ローン管理規則」16 条）。

上記の他、今回の改正で、支払受託や貸付実行後の監督管理等の規制も調整された。

（「固定資産ローン管理規則」全 62 条、
「流動資金ローン管理規則」全 51 条、
「個人ローン管理規則」全 52 条）

III. その他の法令等一覧

2024 年 2 月 5 日から 2024 年 2 月 19 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「突発事件緊急対応案管理規則」
（原文：突发事件应急预案管理办法）
（国务院令、2024 年 2 月 7 日公布、2024 年 2 月 7 日施行）
2. 「自然資源行政処罰規則（改正）」
（原文：自然资源行政处罚办法）
（自然資源部、2024 年 1 月 31 日公布、2024 年 5 月 1 日施行）
3. 「国家知的財産権局行政不服審査規程（意見募集稿）」
（原文：国家知识产权局行政复议规程（征求意见稿））
（国家知的財産権局、2024 年 2 月 7 日公布、意見募集期限 2024 年 3 月 9 日）

¹³ 貸付期間を 10 年以上にする必要がある場合、貸付人の本社又は実況に応じて本社が慎重に授権した支店が審査しなければならないとされている（「固定資産ローン管理規則」9 条）。

¹⁴ 他の関連法令がある場合は当該規定に従うとされている（「個人ローン管理規則」49 条）。

中国最新法令 < 速報 >

文献情報

- 論文 「中国最新法律事情（277）『民法典』契約編通則適用の若干問題に関する解釈」について」
- 掲載誌 国際商事法務 Vol.52, No.2
- 著者 五十嵐 充、塩崎 耕平、李 昕陽（共著）

NEWS

➤ 横浜オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、横浜オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、このたび、国内有数の経済規模を誇る神奈川県において、クライアントの皆様により密接な立場からきめ細やかなサポートを提供させていただくため、神奈川県横浜市にオフィスを開設することといたしました。

横浜オフィスには、会社法関連業務、訴訟・紛争、M&A、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである河島 勇太 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

横浜オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、高松及び札幌）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、会社法関連業務・訴訟紛争・M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、神奈川県の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

横浜オフィスの開設については、開設に必要な諸手続を経た上、2024 年夏頃のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

中国最新法令 < 速報 >

➤ ジャカルタオフィス代表電話番号変更のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィスは、代表電話番号を下記の通り変更いたしましたのでご案内いたします。

・新電話番号

+62-21-3021-2222（代表）（旧番号：+62-21-3020-0222）

※住所に変更はございません。

➤ 山本 哲也 氏が入所しました

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔

鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 22 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com